

第1回 大野警察署協議会

開催日時	令和8年4月24日（金）午後4時から午後5時10分までの間
開催場所	大野警察署
出席者	大野警察署協議会委員 5名 大野警察署署長以下 8名
協議会の概要	
<p>1 会長挨拶</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 提言書の手交</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 特殊詐欺の発生状況と対策について</p> <p>(2) 自転車への交通反則通告制度について</p> <p>(3) 警察官等採用募集業務の取組について</p> <p>2 質疑応答（○委員 ●警察署）</p> <p>【自転車への交通反則通告制度】</p> <p>○ 委員： 自転車に乗っていると、歩道に設置されている自転車通行可の標識が高すぎて標識が見えにくく感じる。</p> <p>また、今回の法改正とは別に、自転車の歩道通行に関する決まりや、自動車が自転車の側方を通過する際の距離など、自転車に関する交通ルールの認知不足を感じる。対策はあるのか。</p> <p>● 警察： 道路標識の設置高さについては、国土交通省が定める道路標識設置基準について決まっている。</p> <p>自動車等が自転車等の右側を通過する場合は、両車両の間に十分な間隔が必要であり、自動車等は、十分な間隔が取れない場合、間隔に応じた速度で通行しなければならない。自転車等も、できる限り道路の左側端に沿って通行しなければならない。</p> <p>自動車等が通行する場合の目安としては、自転車等との間隔を少なくとも1メートル程度空けること、間隔が確保できない場合は、時速20キロメートルから30キロメートル程度の速度で通行することとなっているが、あくまで目安であり、道路状況や交通状況等により異なる。</p> <p>自転車に関する交通ルールの認知不足については、自転車への交通反則通告制度と合わせ、広報啓発活動、交通指導取締りを通じて情報発信していく。</p> <p>○ 委員： 自転車指導啓発重点地区や路線では、自転車は歩道を通行してもいいのか。</p> <p>● 警察： 自転車指導啓発重点地区・路線は、特に自転車の交通違反や交通事故の防止が必要であると認められる地区を警察署で指定したものである。</p> <p>自転車が通行できる歩道は、基本的に自転車通行可の標識がある歩道や、13歳未満や70歳以上の自転車運転者、また、自転車が車道を通行することが危険な場合などは歩道通行が可能となる。</p>	

なお、歩行者の通行を妨げないなど、歩道通行時のルールが決められている。

#### 【警察官等採用募集業務】

- 委員： 年々、受験者数が減少するなど、警察官等の採用募集業務に苦勞していることを理解した。苦勞して採用されたにも関わらず、採用を辞退したり、離職したりする人はいるのか。
- 警察： 例年、採用辞退者や、離職者はいる。本職が昨年、一昨年と警察学校で勤務していた時は、集団生活に馴染めないことを理由に辞める者がいた。
- 委員： 警察学校といえば、我々は「教場」というドラマを思い浮かべてしまう。ドラマほど厳しいことはないと思うが、厳しい訓練などもあるのか。
- 警察： 実際の警察学校は、ドラマとは違い、もっとメリハリがあり、スマートフォンが使用できるなど自由度も高い。ただし、警察官の仕事は、危険を伴う現場に遭遇することが多く、特に、柔道・剣道、逮捕術などの術科訓練は、県民と自身の身を守るためにも高い緊張感のもと行われている。

#### 【その他】

- 委員： 中東情勢の緊迫化により、建設業界などでは建材の不足や価格急騰などによる影響が出てきている。特に建材の確保が難しく、この状態が続けば、建材の盗難事件などが多発する可能性もあると思うので、対策を講じていただきたい。
- 警察： 了解した。関係先に警戒、パトロールの参考とする。

#### 3 次回開催予定日

令和8年7月中

#### 4 開催状況



提言書提出



議事の状況①



議事の状況②